○条例

目

次

每週火·金曜日発行

7月13日

令和3年

(火曜日)

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………………一八 を改正する条例…………………………………………………………………………………………指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部

一六 <u>元</u>

<u>一</u> 五

兀

四

部を改正する条例………………………………………………………………………………………指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………………………………………………………七 過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………………六

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例………………

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

Щ

 \Box 県 知 事 村

山

岡 嗣

政

山口県条例第三十八号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山口県営住宅条例等の一部改正

第一条 次に掲げる条例の規定中「過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 」 を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別

措置法 (令和三年法律第十九号)」に改める。

- 山口県営住宅条例 (昭和二十七年山口県条例第三十 号 附則第四
- 貸付金の返還債務の免除に関する条例 (昭和六十年山口県条例第二号)第二条の二第一項第二号

附

則

外—25) 第二条 (山口県中山間地域振興条例の一 第二条第五号中 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 山口県中山間地域振興条例(平成十八年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。 「過疎地域自立促進特別措置法 部改正) (平成十八年山口県条例第五十五号) 第二条第五号

三年法律第十九号)」に、 「第三十三条各項」を「第三条第一項及び第二項並びに同法第四十四条第四項」に改める。 (平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和

する。 この条例は、 公布の日から施行し、 第一条の規定による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定は、 令和三年四月一 日から適用

般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

 \Box 県 知 事 村 尚 嗣 政

山

山口県条例第三十九号

山

般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

ては、三百円にその百分の百に相当する額を加算した額)」を加え、 第十条第二項第一号中「三百円」の下に「 (同号への業務のうち人事委員会が心身に著しい負担を与えると認めるものに従事した場合にあつ 同項第三号中「三百円」の下に「(人事委員会が心身に著しい負担を与え

ると認める業務に従事した場合にあつては、三百円にその百分の百に相当する額を加算した額)」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、 公布の日から施行し、 改正後の一 般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、

令和

三年四月一日から適用する。

(感染症防疫等業務手当の内払

Ш 口県税賦課徴収条例の 部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

Щ П 県 知 事

村

岡

嗣

政

山口県条例第四十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例 (昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控 第三十九条の十八第三項中 「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額 (当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に

除した金額)」を加える。

口

第六十七条の七第二項中「であつて、 知事の承認を受けたときは」を「には」に、 「当該承認を受けた」を「当該」に改め、 同条第三項中

「承認並びに当該承認を受けた帳簿に係る」を「規定による」に改め、 「第七百五十二条、 を削る。

第八十一条の十四第三項中「前条第一項後段」を「第八十一条の十二第一項後段」に改め、 同条第八項中 「前条第三項」を「第八十一条の

十二第三項」に改める。

山

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、 「発電事業等」という。)」の下に「及び同項第十五号の三

に規定する特定卸供給事業 (以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第四十二条第一項中 「又は個別帰属益金額」及び 「又は個別帰属損金額」を削る。

第四十四条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第四十六条第一項第一号二中「(その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。)」を削る。

報

Щ

附則第十八条中「又は各連結事業年度分」を削る。

納付する法人にあつては当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」を削り、 て申告納付する法人にあつては当該法人の同項」を「当該法人の法第五十三条第一項」に改め、 附則第十九条第一項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、 を削り、 同条第四項中 「又は連結事業年度」 及び 「又は当該個別帰属法人税額」を削る。 同条第二項中「法第五十三条第 法第五十三条第四項の規定によつて申告 同条第三項中「又は個別帰属法人税 項の規定によつ

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、 令和四年一 月一 日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中第八十一条の十四第三項及び第八項の改正規定 公布の日
- 一 第二条の規定及び附則第三項から第七項までの規定 令和四年四月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について の規定による改正後の租税特別措置法 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例 日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律 なお従前の例による。 (昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用 (令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。 (以下「改正後の条例」という。) 第三十九条の十八第三項の規定は、この条例 第七条 の施
- 3 第十五条の二第 法律第八号) 第四項までの規定は、 て適用する。 第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例 「旧法人税法」という。 第三条の規定 一項に規定する連結親法人事業年度をいう。 令和四年四月一日 (同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法 第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度 (以下「施行日」という。) 以後に開始する事業年度 (以下「令和四年改正後の条例」という。) 附則第十八条及び附則第十九条第 以下同じ。) が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税につ (所得税法等の一部を改正する法律 (昭和四十年法律第三十四号。 (旧法人税法 (令和) 一項から 二年 以
- 4 施行日前に開始した事業年度 (連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の県民税及び施行日 前

報 (号 7

が 正前の条例」という。)附則第十八条及び附則第十九条第一項から第四項までの規定は、 に開始した連結事業年度 施行日前に開始した連結事業年度を含む。 (旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。)分の法人の県民税については、 第二条の規定による改正前の山口県税賦課徴収条例 なおその効力を有する。 以下同じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度 (以 下 改

(事業税に関する経過措置

- 5 人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。 令和四年改正後の条例第四十二条第一項及び第四十六条第一項第一号ニの規定は、 施行日以後に開始する事業年度 (連結子法人の連結親法
- 6 施行日前に開始した事業年度 (連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。) に係る法人の事業税につい
- は、 改正前の条例第四十二条第一項及び第四十六条第一項第一号ニの規定は、 なおその効力を有する。
- 業税について適用し、 令和四年改正後の条例第四十条第一項第三号並びに第四十四条第二項及び第三項の規定は、 施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、 なお従前の例による。 施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事

(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法の特例に関する経過措置

8 改正後の条例第六十七条の七第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに作成する帳簿について適用する。

山 . 口県産業廃棄物税条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山

口

県 知 事 村 尚 嗣 政

Ш \Box

山口県条例第四十一号

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

二口県産業廃棄物税条例 (平成十五年山口県条例第四十号) の一部を次のように改正する。

た」を 第十八条の見出し中 「当該」に改め、 「帳簿等」を「帳簿」に改め、 同条第三項中「承認並びに当該承認を受けた帳簿に係る」を「規定による」に、 同条第二項中「であって、 知事の承認を受けたときは」を「には」に、 「第六章」を「第七章」に改め、 「当該承認を受け

附 則 七百五十二条、

を削る。

に改め、

同条第三項中

「過疎地域自立促進特別措置法」を

第五条第一号中「過疎地域自立促進特別措置法」を

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、同条第三号中「令和三年三

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改める。

1

(施行期日) この条例は、

月一日から施行する。ただし、

第十八条の見出しの改正規定及び同条第三項中「第六章」を

「第七章」に改める改

正規定は、 公布の日から施行する。 令和四年一

(経過措置

2 条例の施行の日以後に新たに作成する帳簿について適用する。 この条例 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の山口県産業廃棄物税条例第十八条第二項及び第三項の規定は、

過疎地域等における県税の特例に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

県 知 事 村 出 嗣 政

Ш \Box

山口県条例第四十二号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例 (昭和三十九年山口県条例第五十九号) の一部を次のように改正する。

域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二十三条」に改める。 第一条中 「情報サービス業」 を「情報サービス業等」に、 「過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第三十条」 を 「過疎地

第二条第一号を次のように改める。

山

 \Box

過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。

場合等を定める省令 三十一日までの間に、 (平成十二年自治省令第二十号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第二項の規定による公示の日から令和六年三月 第三条第一項中 「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (令和三年総務省令第三十一号)」に、 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される 「を新設し、又は増設した」を「の同令第一条第一号イに規定する取得等をした_

六

月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、 「起算して五年内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

第七条中「当該設備又は施設の建設」を「これらの規定に該当する行為」に改める。

附則

附則中第三項を削り、

第四項を第三項とし、

第五項を第四項とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 三条第一項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者、 従前の例による。 計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに係る県税の課税免除については、 びに畜産業又は水産業を行っていた個人で同年以前の各年においてその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合 令和三年三月三十一日以前に改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第二条第一号に規定する過疎地域内において、 同条例第五条第一号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者並 同条例第 なお

3 三条第一項又は第五条第一号の規定に該当する行為に着手した者に対する同条例第七条の規定の適用については、 当する行為に着手する前に」とあるのは、 町 第四項第一号及び第二号に掲げる事項が記載された日から一月を経過する日以前に、 ご村計画に同条第四項第一号及び第二号に掲げる事項が記載された日から一月以内に」とする。 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市 (令和三年法律第十九号) 第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に同 改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例第 同条中 「これらの規定に該

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

知事 村 岡 嗣 政

山口県

山口県条例第四十三号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

Щ

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

乗 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一 一 一 — 件 件 件 件	件 件 件 件 に つ き -	一万千七十円	に改め、「薬	「薬局開設許可証」の下に「、地域連携薬局
「薬局開設の許可の更」	薬局開設の許可の更	件 〒 こ 0 ラ き —	一万千七十円 一件!	-円 件につき	一万千七十円
地域連携薬局の認定	一件	件につき	一万千七十円		
更新域連携薬局	一 件	件につき	一万千七十円		得開設許可証」の下
局の認定専門医療機関連携薬	<u>一</u> 件	件につき	一万千七十円		
局の認定の更新専門医療機関連携薬	一件	件につき	一万千七十円		
] = : - :			. 777
二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、若しくは専門医療機関連携薬局の認定証」を加え、同表二+			『号』に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六条第二同表二十四の項の⑸中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第	5」を「第二十五条第一項第三号」	「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第
「第二十五条第二項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第二項第一号」に、三十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項	」に、「第二十六条第三項第二項第一号」に、「第二十五条第一項第四品票」を加え、同業品の認定証」を加え、同業品の認定証」を加え、同業品の認定証」を加え、同業品の認定証」を加え、同業品の認定証」を加え、同	項第一号	「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六条第二部定証」を加え、同表二十四の項の回中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十五条第一項第三号」に、「第二十五条第一項第三号」に、「第二十二条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第二項第三号」を「第二十五条第三項第三号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」を「第二十二条第二項第二号」を「第二号」を「第二十二条第二項第二号」を「第二号」を「第二号」を「第二十二条第二項第二号」を「第二号」を「第二号」を「第二号」を	(1) を「第二十五年の」を「第二項第二五条第二項第二日五年第二項第二日五十五日 (1) を「第二十五日 (1) を「第二日 (1) を「第三日 (二十六条第三項第二字」に、「第二十六十二条第一項第五号」に、「第二十六十二条第一
「第二十五条第二項第三号項第一号」を「第二十五条」を「第二十五条」を「第二十五条」を	」に、「第二十六条第三第二項第一号」に、「第二十五条第一項第四早票」の認定証」を加え、同業のの認定証」を加え、同業のの認定証」を加え、同業の認定証」を加え、同業の認定証」を加え、同業の認定証	項第一号」 一切第二十六条第	を「第二十五条第三項第二十六条第一項第五号の項の巨中「第二十六条第一項第五号の項の巨中「第二十六条	ネー号」に、「第二十五 -五条第二項第二 -五条第二項第二 -五条第二項第二 -五条第二項第二号」	を「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六
若しくは専門医療機関連携 若しくは専門医療機関連携 温泉一号」を「第二十五条 第二項第三号 を 第二十五条 第二項第三号 を 第三十五条 第三項第二号 を 第三項第二号 を また	医療機器の製造業の 一を「第二十五条第一項第四日 一を「第二十五条第一項第四日 二号」に、「第二十六条第三項 三号」に、「第二十六条第三項 登録	項第一号」	の項の三中「第二十六条第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第三項第を「第二十五条第三項第	第一項第三号」を「 五条第二項第二号」 一五条第二項第二号」 一一五条第二項第二号」	を「第二十五条第一項第五号」に 「第二十六条第三項第二十六
若しくは専門医療機関連携 二十六条第一項第四号」を 「第二十五条第二項第三号 第三項第二号」に、 「医療 第三項第二号」に、 「医療 「保管のみを行う製造 」所の登録	薬局の認定証」を加え、同第二項第一号」に、「第二十五条第一項第四品第二項第一号」に、「第二条第三項第四品第二項第四品第二項第一項第四品第二項第一項第四品第二項第二項第二項第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第二列第	 一 一 一 一 一 一 一 一 一 	の項の臼中「第二十六条 第二十六条第一項第五号 を「第二十五条第三項第 一件につき	(第一項第三号」 (第二項第二元条第二項第二 (五条第二項第二 (四万二)	を「第二十五条第一系第一項第五号」に、「第二十六条第三項第二十六十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
若しくは専門医療機関連携項第一号」を「第二十五条第一項第四号」を「第二十五条第三項第三号第三号第三分を「第二十五条第三項第三号第三項第二号」に、「医療所の登録を行う製造」がの登録を行う製造」がある。	正、「第二十五条第一項第四品 第二項第一号」に、「第二 第二項第一号」に、「第二 第二項第一号」に、「第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 十六条第三 第二 第二 十六条第三 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	件 につき 件 につき 件 につき	の項の臼中「第二十六条 第二十六条第一項第五号 二項第二号」を「第二十 一件につき 一件につき		を「第二十五条第一項第五号」に「第二十六条第三項第二十六
若しくは専門医療機関連携 二十六条第一項第四号」を 項第一号」を「第二十五条 「第二十五条第二項第三号 第三項第二号」に、「医療 所の登録 「の登録 「の登録 「のみを行う製造」 もの 係るもの 「医薬品に係る 「ののである。」 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののでする。 「ののである。 「のので。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「ののである。 「のので。 「のので。 「ののです。 「ののです。 「ののです。 「のので。 「ののです。 「ののです。 「のので。	薬局の認定証」を加え、 第二項第一号」に、「第二 第二項第一号」に、「第二 第二項第一号」に、「第二 一件	件 件 に 一 点 月 点<	の項の臼中「第二十六条 第二十六条第一項第五号 二項第二号」を「第二十 一件につき 四万二十円	第一項第三号」 () () () () () () () () () (同項の四中「第二十六条第一項第三号」を 第二号」に、「第二十六条第二 第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第二 第二十円 」を

登録といいます。	も の
<u>一</u> 化	
件につき	
四万	
万二十日	
円	

号に、 第一項第五号」に、「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、 二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に、 第二十五条第一項第三号」に、 「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、 「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」 「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、 「第二十六条第二項第二号」を に、 「第二十六条第一項第五号」

「第二十五条第二項第二

第

を

「第二十五条

登録といいます。 所の登録行う製造 登録といいます。 (2)(3)(1)もの医薬品に係る 係るもの医薬部外品に もの化粧品に係る 件につき 件につき 件につき 件につき 件につき 二万五千百八十円 二万五千百八十円 二万五千百八十円 一万五千百八十円 一万五千百八十円 に改め、 を 同項の缶 中 「第二十六条第一項第三号」を

号に、 第一項第三号」に改め、 第一項第五号」に、「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、 二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、 第二十五条第一項第三号」に、 「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、 「若しくは医薬部外品 「第二十六条第一項第四号」 (以下この項において「医薬品等」という。)」を削り、 を「第二十五条第一項第四号」に、 同項の八中 「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一 「第二十六条第一項第三号又は同条第二項第一号」 「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二 「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条 「を含む」を「及び承認された事項に を 号 「第二十五条 に、

に加える。 百六十円」を「二万千百円」に、「四万三千七百三十円」を「五万二千四百円」に、「に三百円」を「に五百円」に改め、 四百円」に、「千百円」を「千五百円」に、「第二十六条第一項第五号又は同条第二項第三号」を「第二十五条第一項第五号」に、 は同条第二項第二号」を「第二十五条第一項第四号」に、「三万二千九百六十円」を「四万四千二百円」に、「八万二百三十円」を「九万五千 を「医薬品の製造販売」に、「十一万三千三十円」を「十三万五千五百円」に、「二千三百円」を「三千円」に、「第二十六条第一項第四号又 係る変更計画の確認を含む」に、「の医薬品等」を「の医薬品」に、「五万四千四百三十円」を「七万六千百円」に、「医薬品等の製造販売」 同項の八に次のよう 「一万五千

第二項 東原 第二 年 東 東 原 第二 項 第二 項 第二 号 に 掲 げ に 係 る も の げ ま り に 掲 げ	テ 本	る区分に係るもの 第二項第二十五条 を薬品医療機器等 がおります。 であるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があるもの があると があると があると があると がある。 はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる		
調査を受ける場合 一品目につき 一品目につき で開始後五年を経過するごとに でである。 一品目につき でである。 でき での単数である。 でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき でき	薬部外品を製造しようとする場合する変更計画の確認を含む。)を受更の承認及び承認された事項に係更の承認及び承認された事項に係更の承認及が承認された事項に係	調査を受ける場合 一品目につき 一品目につき 一品目につき ででは、 一品目につき でである。 一品目につき でである。 でとに で変部外品の製造販売の承認の取 で変いが、 できる。	薬部外品を製造しようとする場合けようとする場合又は輸出用の医する変更計画の確認を含む。)を受更の承認及び承認された事項に係更の承認及が承認された事項に係医薬部外品の製造販売の承認(変	
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	三万二千九百六十円	百円を加算した額) 「同時に二以上の品目にに知事が別に定める場合では、一品目増すごとに二千三に別る場合がある場合では、一日で加算した額のの品目に	五万四千四百三十円	

山

同 項中

一き世とし、

(九)

を出とし、

 $(\vec{\mathcal{N}})$

0

次に次のように加える。

(+)中

「又は」

を

保管のみを行う製造所若しくは」

に改め、

登録証」

0)

下に「又は基準確認証」を加え、

(1) いい以省和定造医す条す性有機 うて下令三め工薬る第るの効器医 。「こ第年る程部医八法確性等薬)省の十厚省の外薬項律保及の品 第令項七生令区品品に第等び品 、二」に号労(分の又規十に安質医 条とお。働令を製は定四関全、療	区分と変品の製造工程の	仇 医薬品等の製造
ー区分につき 一区分につき 一目 一大 世 一大 世 一大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		医薬品等の製造工程の区分のGMPへの適合性調査
額売に乗当八を当りでは を業当で調査を調査の調査を調査を調査の調査をに りたをに で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		

別表第一 る区分に係るもの第二項第三号に掲げ施行規則第二十五条医薬品医療機器等法 の5の表二十四 0 項 0

調査を受ける場合造の開始後五年を経過するごとに得後又は輸出用の医薬部外品の製医薬部外品の製 밂 目 13 つき

を加算した額) (同時に二以上の品目増すごとに三百円に限る。)におつては、一品目増すごとに三百円の品目にこ以上の品目に上の品目に

東部外品を製造しようとする場合 要の承認及び承認された事項に係 更の承認及び承認された事項に係 更の承認及び承認された事項に係 を受

万五千百六十

岜

(3) 五号及び第六号 お令第二条第	(2) 四号に掲げるも	(1) 三号に掲げるも お一条第	程の区分医薬部外品の製造工	(3) 石号及び第六号 石号を第二条第	の 四号に掲げるも 四号に掲げるも	もの第三号に掲げる
一区分につき	一区分につき	一区分につき		一区分につき	一区分につき	
世で得た額を で四千円に当該調査に係る 三百円に当該調査に係る 三百円に当該調査に係る 三百円に当該調査に係る	得た額を加算した額 特に当該調査に係る製 大門に当該調査に係る製 数を乗じて得た額及び八 円に当該調査に係る品目	額に		た額を加算した額販売業者の数を乗じて得い当該調査に係る製造に係る製造を乗じて得た額及び四千六万千二百円に、五百円	得た額を加算した額等に当該調査に係る品目円に当該調査に係る品目円に当該調査に係る品目円に当該調査に係る品目ののののでは、千五百円に、千五百円に、千五百円に、千五百円に、千五百円に、千五百円に、千五百円のの	

を

附則

この条例は、 令和三年八月一日から施行する。ただし、 別表第一の7の表十六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

県知事 村 岡 嗣 政

山 口

山口県条例第四十四号

口

Щ

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年山口県条例第三十一号) の一部を次のように改正する。

第六条第五項中 「前二項」 を「第三項及び第四項」に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第四項の次に次の一 項を加える。

5 救護施設等は、 前二項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第六条の二 救護施設等は、 感染症又は非常災害の発生時における利用者に対する処遇の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計

画 以 下 「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 2 救護施設等は、 救護施設等は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

(号 外—25)

第二条 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六条の二第 一項中 「講ずるよう努めなければ」を 「講じなければ」に改め、 同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」

に改め、 同条第三項中 「よう努める」を削る。

第七条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附 則

この条例は、 令和三年八月一日から施行する。 ただし、 第二条の規定は、 令和六年四月一日から施行する。

令和三年七月十三日

指定障害福祉サービスの事業等の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

 \Box 県 知 事 村 岡 嗣

政

Ш

山口県条例第四十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改正する。 指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年山口県条例第四十号) の 一 部を次のように

第九条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則 山

 \Box

この条例は、 公布の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

 \Box 県 知 事 村 尚

Ш

嗣 政

山口県条例第四十六号

指定障害者支援施設の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害者支援施設の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年山口県条例第四十一号) の一部を次のように改正す

る。

第十一条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山口県条例第四十七号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

Щ

 \Box 県

知

事

村

尚

嗣

政

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十六号) の一部を次のように

改正する。

第十二条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則

山

この条例は、 公布の日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

県 知 事 村 尚

山

 \Box

嗣

政

山口県条例第四十八号

指定障害児入所施設の人員、 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年山口県条例第四十七号)

の一部を次のように改正す

旅館業の施設の設置基準等を定める条例

る。

第九条中「を交付して」を「の交付等をして」に改める。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

旅館業の施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山 \Box 県 知 事 村 岡

嗣

政

山口県条例第四十九号

旅館業の施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

第四条第九号中「遊離残留塩素濃度」を「残留塩素濃度」に改め、 同条中第二十号を第二十四号とし、第十五号から第十九号までを四号ずつ

(昭和三十三年山口県条例第二号)

の一部を次のように改正する。

繰り下げ、 同条第十四号中「入浴の用に供する湯水を貯留する設備」を「貯湯槽」に改め、 同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加

十七 水位計配管を設けている場合は、一週間に一回以上消毒すること。

山

 \Box

える。

シャワーについては、 次に掲げる措置を講ずること。

週間に一回以上、 内部の水が置き換わるように通水すること。

口 六月に一回以上、シャワーヘッド及びホースを点検すること。

一年に一回以上、 内部の洗浄及び消毒を行うこと。

第四条第十三号を同条第十五号とし、 同条第十二号中「清掃する」を「清掃し、及び消毒する」に改め、 同号を同条第十四号とし、 同条第十

一号中 「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号の次に次の二号を加える。

+ ろ過器又は消毒装置を設けている場合において浴槽水があるときは、ろ過器又は消毒装置を常に作動させること。

入浴の用に供する湯水を貯留する設備 (以下「貯湯槽」という。)内の湯水の温度は、 通常の使用状態にあつては摂氏六十度以上、 最 第四条第一項第二号中「第八号」を「第十号」に改め、

大使用時にあつては摂氏五十五度以上とすること。ただし、これにより難い場合にあつては、 衛生上の支障が生じないように貯湯槽内の湯

水を消毒すること。

則

この条例は、 令和三年八月一日から施行する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

 \Box 県 知 事 村 尚 嗣

政

Ш

山口県条例第五十号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関する条例 (平成六年山口県条例第一号) の一部を次のように改正する。

同号ホ中「こう配」を「勾配」に改め、

同項第九号中「いす」を「椅子」に改め、

同

り下げ、 条第二項第五号中 同項第十号中「入浴の用に供する湯水を貯留する設備」を 「遊離残留塩素濃度」を「残留塩素濃度」に改め、 「貯湯槽」 同項中第十五号を第十九号とし、第十一号から第十四号までを四号ずつ繰 に改め、 同号を同項第十二号とし、 同号の次に次の二号を加え

十三 水位計配管を設けている場合は、 一週間に一回以上消毒すること。 Щ

る。

十四四 シャワーについては、 次に掲げる措置を講ずること。

週間に一回以上、 内部の水が置き換わるように通水すること。

1

口 六月に一回以上、 シャワーヘッド及びホースを点検すること。

年に一回以上、 内部の洗浄及び消毒を行うこと。

第四条第二項第九号を同項第十一号とし、 同項第八号中「清掃する」を「清掃し、 及び消毒する」に改め、 同号を同項第十号とし、 同項第七

「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第九号とし、 同項第六号の次に次の二号を加える。

ろ過器又は消毒装置を設けている場合において浴槽水があるときは、ろ過器又は消毒装置を常に作動させること。

七

— 七

令和三年七月十三日発行令和三年七月十三日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁

八 使用時にあっては摂氏五十五度以上とすること。ただし、これにより難い場合にあっては、 入浴の用に供する湯水を貯留する設備 (以下「貯湯槽」という。) 内の湯水の温度は、 通常の使用状態にあっては摂氏六十度以上、最大 衛生上の支障が生じないように貯湯槽内の湯水

附則

を消毒すること。

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山 口

県知事

村

岡

嗣

政

令和三年七月十三日

山口県条例第五十一号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 (昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中 「小郡かぜの丘」の下に「、小郡令和一丁目、 小郡令和二丁目」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。